

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立石川中学校
校長名 沼本 邦広 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

生徒の在籍数は命の数である。

一人ひとりの命に「生きる力」を育むため、次の校訓・教育目標を設定する。

- 【校訓】 自主・創造・奉仕 【教育目標】
- ◎ 徳 「心を広くもつ」(重点目標)
 - 知 「よく考え勉強する」
 - 体 「からだをきたえる」

これらを実現するために、めざす学校像を次のように設定する。

「一人ひとりに居場所があり、安心・安全で、自分の力を伸ばせる学校」

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○ア 徳「心を広くもつ」(豊かな心の育成)

人権教育の推進のため、「話を聴く・聴き合える生徒」「あいさつのできる生徒」「自分を大切にするとともに、他者の大切さを認める生徒」の3つをバランスよく育成する。

イ 知「よく考え勉強する」(確かな学力の育成)

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つをバランスよく育成する。

ウ 体「からだをきたえる」(健やかな体の育成)

生涯通じて運動に親しみ健康で安全な生活を送るため、「たくましく生き抜くための体力」「主体的に健康で安全な生活を送る力」「仲間と協力して、物事を達成していく力」の3つをバランスよく育成する。

エ 不登校生徒(保護者)への適切な支援

不登校総合対策「つながるプラン」に基づき、魅力ある学校づくりや不登校生徒の学級以外で過ごせる場の設置や時間の確保を行う。また、関係機関と連携することにより、学校と家庭の意思疎通を密に行い、生徒の支援ニーズに応じた支援を行う。

オ いじめ防止等の取組

いじめ総合対策を踏まえ、学校いじめ対策委員会を毎週実施するとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的に行う。

カ 特別支援教育の充実

特別支援教育コーディネーターを核とした教員の指導力向上を図るとともに、特別支援校内委員会による校内支援体制を推進し、全ての生徒の学習を保障する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【石川中学校グループ】共通目標を「石川地区の強みを活かし、社会的・職業的自立に向けて目的をもって学ぶことができる実践的態度を育成する。」「一生懸命に学び続ける」「自ら考え、自信をもって行動できる」「人、物、時間を大切にできる」とし、義務教育9年間で育てたい児童・生徒像を「自他の大切さを認めることができる生徒」とする。そのために、義務教育9年間で切れ目なくつなぐ教育活動を展開する。

ク 社会に開かれた教育課程の実現

学校運営協議会と連携することで、社会に開かれた教育課程を実現する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

① 「石川中授業スタンダードの実践」

- ・生徒が自ら学べるよう、「ねらい」を明確にし、学習に見通しがもてるようにする。
- ・何ができるようになったかを確認する「振り返り」の充実を図る。
- ・1人1台の学習用端末の有効活用による「個別最適な学び」の充実に向け、授業評価アンケートによるPDCAサイクル（ICT化）や一人ひとりの習熟の程度に応じた指導（特に数学科・外国語科）等を通じて、各教科等の授業改善を図る。
- ・話し合い活動は4人以下で行うことで、全員が関わる「協働的な学び」の充実を図る。
- ・適切なカリキュラム・マネジメントを実践していく。
- ・研究主題「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり」のもと、校内研修を通じて、思考ツールの効果的な活用や評価規準を明確にした「指導と評価の一体化」に重点を置いた指導を実践する。
- ・八王子市学力定着度調査やはちおうじっ子ミニマムの結果の分析をもとに、各教科で生徒の基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向けた授業改善を図る。

イ 総合的な学習の時間

① 課題解決能力の育成

- ・石川中学校2020レガシーを通して、ボランティアマインド、障害者教育、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚を育成する。
- ・将来の社会の担い手として、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決し、積極的に社会に参画しようとする態度を育成(校外学習等)する。
- ・八王子市の日本遺産について知り、学ぶ機会を設け、八王子市への誇りと愛着を深める。

② 食育の推進

- ・給食指導の充実（配膳、献立紹介、給食委員会、栄養士による食育授業）を図る。
- ・食に関する知識と望ましい食習慣の定着を図る。
- ・食の安全に対する知識の定着（食物アレルギー等）を図る。

ウ 特別活動

① 良好な学習集団を育む学校行事・・・「学校には感動がある」

- ・体育大会や合唱コンクール等における個人及び集団の目標設定を行い、目標達成までのプロセスを重視し、達成感を味わうことができる活動を行う。

② 生徒会活動等の充実

- ・生徒会活動等を通して、個性の伸長や社会性の醸成（いじめ防止、あいさつ運動等）を図るとともに、異年齢集団による活動を活性化（学校行事、委員会活動、部活動等）する。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

① 「主体的に考え、議論する」道徳の実践

- ・議論する授業を通して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
- ・全体計画及び別要を要とした組織的・計画的な道徳教育を推進する。
- ・共に考え、共に語り合う等の対話的な活動（多面的多角的な考え）を行う。
- ・問題解決的・体験的な学習等の指導法を工夫（自分のこととして捉える学び）する。
- ・道徳授業地区公開講座等を活用し、家庭や地域と連携した道徳教育の推進を図る。
- ・自他の生命を尊重し互いを思いやる心の育成を図り、いじめ、差別、性暴力を撲滅する。

(3) キャリア教育

- ・石川中学校区について深く知る機会を設定し、住みやすい環境作りを生徒が主体的に考えるために、石川中学校区「お散歩マップ」を作成する。
- ・石川中学校グループで連携し、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」の意図的計画的組織的な有効活用を図る。
- ・小中合同意見発表会を地域と連携して実施し、自身の考えを発表することで、自己有用感の醸成や自己変容の自覚に繋げ、地域に貢献する態度を育成する。
- ・望ましい職業観・勤労感、主体的な進路選択能力を育成（職業調べ学習、職場体験等）。
- ・地域学校協働本部を中心とした有意義な外部人材と連携し、キャリア教育を推進する。

(4) 特別支援教育

- ・特別支援校内委員会を毎週1回開催し、障害の特性に応じた指導や支援の充実を図る。
- ・ユニバーサルデザインの視点に立った環境設備（教室掲示のレイアウトや多目的トイレの有効活用、クールダウンスペース設置等）及び授業を行いインクルーシブな教育を推進する。
- ・特別支援教室に対する生徒保護者への周知理解の徹底及び合理的配慮の提供を行う。
- ・校内通級の充実（巡回教員・専門員・スクールカウンセラー・担任との連携強化）を図る。
- ・個別学習支援体制の充実（スクールサポーターの有効活用）を図る。
- ・学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、保護者と連携しながら有効に活用する。
- ・特別支援学校との副籍交流や情報共有を通じて、障害への理解や他の人を尊重する心を育成する。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ・全教育活動を通じて、話を聴く・聴き合える集団作りを行う。
- ・あいさつし合える仲間、「ありがとう」「ごめんなさい」が言える関係作りを推奨する。
- ・自己肯定感と他者理解の醸成（計画的なアサーショントレーニングの実施）する。
- ・「トラブルを学びに変える」指導の充実を図る。
- ・安全教育の充実
防災・避難・緊急時対応訓練の確かな実施（毎月）、日常的な安全教育の意識醸成、SOSの出し方教育、情報モラル教育等の活用により危険予測、回避能力の定着を図る。
- ・「八王子市いのちの大切さを共に考える日」に、読み聞かせ・校長講話を実施する。
- ・「優しい言葉の石川中生」をキャッチフレーズに人権に配慮した言葉の遣い方を指導する。

イ いじめ防止等の取組

学校いじめ対策委員会を毎週開催、いじめの未然防止・早期把握・早期解決（100%解決）

○ 観察・対話・調査による生徒理解の徹底

観察⇒複数教員による見守り体制、担任ローテーションの実施

対話⇒「トーキングタイム」（担任との1対1）週間の実施、SC全員面接等

調査⇒毎月いじめアンケートの実施、子ども見守りシート、連絡帳、学級日誌等

ウ 不登校生徒への支援等

不登校対策委員会を毎週開催、不登校の未然防止・早期把握・早期解決

- ・不登校対策委員のリーダーシップのもと生徒一人ひとりの状況に応じた必要な支援を行う。
- ・不登校対応巡回教員、特別支援教育コーディネーター、保護者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携（個票システム活用）し、不登校解決に取り組む。
- ・登校支援教室、放課後学習教室、ウイング、外部教育機関等を活用し、社会的自立を促す。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

- ・「はちおうじっ子ミニマム」の結果分析を行い、「石川ウィーク」の設定し、地域人材と連携し、補習教室を行う。基礎的・基本的学習内容の確実な定着に向けた取組を行う。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組【石川中学校グループ】

（取組1）1・2学期に合同地域クリーン活動、2学期3校合同避難（保護者引き渡し）訓練を実施。

（取組2）石川中学校グループ学力定着プロジェクトチームを設置し、全国・八王子市の学力調査・はちおうじっ子ミニマムの結果分析し、対策として学習支援を行う。

（取組3）授業スタンダードの共通化を図り、児童・生徒一人ひとりの個別の課題に対して、情報を共有した上で、指導法の工夫や授業改善を推進する。

○（取組4）3校合同による「小中合同意見発表会」、新入生児童説明会（中学校授業・特別活動紹介）を実施することで、自ら考え、自信をもって行動できる児童・生徒を育てる。

イ その他

- ・石川中学校グループとして情報活用能力系統表に基づき、第2、第3学年でプレゼンテーションソフトを活用し、資料作成・発表ができる力を育成する。
- ・地域連携のボランティア活動への参加を通して、ボランティアマインドの醸成をめざした教育を充実させ、評価を行う。
- ・「八王子市の部活動改革」がめざす方向性に基づき、「部活動の再編」や「地域と連携した活動の充実」を行うことにより、「部活動改革」を推進し、地域クラブ化を支援する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	16	20	21	13	4	19	22	19	19	16	18	18	205
2	18	20	21	13	4	19	22	19	19	16	18	18	207
3	18	20	21	13	4	19	22	19	19	16	18	15	204
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年は入学式が4月8日（水）のため、2日少ない。 ・第3学年は卒業式が3月19日（金）のため、3日少ない。 ・振替休業日を取らない土曜授業日は5月16日（土）、10月31日（土）とする。 ・都民の日の10月1日（木）は授業日とする。 ・夏季休業は7月21日（火）から8月25日（火）までとする。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表（1単位時間は50分とする。）

区 分		学 年	1	2	3
各 教 科	国 語		140(2)	140(2)	105(2)
	社 会		105	105	140
	数 学		140	105	140
	理 科		105	140	140
	音 楽		45	35	35
	美 術		45	35	35
	保 健 体 育		105	105	105
	技 術 ・ 家 庭		70	70	35
	外 国 語 (英語)		140	140	140
	小 計		895(2)	875(2)	875(2)
特別の教科 道徳			35	35	35
総合的な学習の時間			50(16)	70(16)	70(16)
特別活動(学級活動)			35	35	35
総 計			1015(18)	1015(18)	1015(18)

		備 考		
ア その他の授業時数				
	学年	1	2	3
区分				
	生徒会活動	3	3	3
	学校行事	39	46	33
	学級・学年裁量の時間	4	4	3
イ 1単位時間				
・1単位時間は50分とする。				
ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて				
・総合的な学習の時間における、第2学年の職場体験実習では、3日間の実施で2時間の増加とする。				
・総合的な学習の時間における、第3学年の進路学習の取組では、金曜日の放課後に計6時間増加し、実施する。(6月26日、7月10日、9月18日、1月22日、2月19日、3月8日)				
・道徳の時間における「命の大切さを共に考える日」をでは、7月3日に1時間増加し、実施する。				
エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容				
・国語科における、人権作文の取組に全学年それぞれ2時間実施する。				
・総合的な学習の時間における、郷土学習の取組では、第1学年はテーマ「石川地区お散歩マップ作成」について10時間、第2学年はテーマ「石川地区調べ発表・地域ボランティアなど」について6時間、第3学年はテーマ「石川地区調べ提言書作成」について10時間実施する。				
・総合的な学習の時間における、上級学校と進路の取組に全学年6時間実施する。				
オ 授業時数に位置付けない教育活動				
・夏季休業中に全学年5日間、1日2時間程度の補習教室を実施する。				
カ その他				
・保健体育科における武道では、第1学年と第2学年において剣道をそれぞれ10単位時間実施する。				